

3 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議

日 時 平成22年3月19日 (金)

午後3時00分

場 所 秦野市役所西庁舎3階会議室

次 第

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長報告

- | | | |
|-------------------------------------|---------|--------------|
| (1) 平成22年第1回定例会報告について | (資料 1 | 教育総務部・生涯学習部) |
| (2) 平成22年4月の開催行事等について | (// 2 | //) |
| (3) 第2回秦野市学校教材選定検討委員会の開催結果について | (// 3 | 教育指導課) |
| (4) 平成21年度部活動検討会の報告について | (// 4 | //) |
| (5) 平成21年度就学指導の結果報告について | (// 5 | //) |
| (6) 平成22年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査への参加について | (// 6 | //) |
| (7) レポート集「不登校ゼロの学校はできるか」について | (// 7 | //) |
| (8) 平成21年度適応指導教室事業報告について | (// 8 | 教育研究所) |
| (9) リユースコーナーの設置について | (// 9 | 図 書 館) |
| (10) 新着図書コーナーの改善について | (// 10 | //) |
| (11) 自動車文庫「たんざわ号」の巡回場所について | (// 11 | //) |
| (12) 臨時代理の報告について | | |
| ア 報告第3号 秦野市立小中学校管理職の退職の内申について | (// 12 | 教育総務部参事) |
| イ 報告第4号 秦野市立小中学校管理職の任免の内申について | (// 13 | //) |
| (13) 子どもの事件・事故について | (// なし | 教育指導課) |
| (14) 秦野市中学校バンドフェスティバルの開催結果について | (// 14 | //) |
| (15) 神奈川県暴力行為対策検討会議について | (// 15 | //) |

4 議 案

- (1) 議案第5号 平成22年度秦野市教育委員会基本方針及び主要施策について
- (2) 議案第6号 秦野市教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則及び秦野市教育委員会所管の公の施設の事務室等管理規則の一部を改正することについて
- (3) 議案第7号 秦野市学校文書等の取扱いに関する規程の一部を改正することについて

5 請 願

教科書採択についての請願

6 閉 会

平成 2 2 年 3 月 定例教育委員会会議録

日 時	平成 2 2 年 3 月 1 9 日 (金) 午後 3 時 0 0 分～午後 1 7 時 5 5 分
場 所	秦野市役所西庁舎 3 階会議室
出席委員	委員長 高野 二郎 委員長職務代理者 望月 國男 委員 高橋 照江 委員 加藤 剛 教育長 金子 信夫
欠席委員	なし
委員以外 の出席者	教育総務部長 鈴木 和彦 生涯学習部長 露木 茂 教育総務部参事 熊澤 広明 生涯学習課長 横溝 昭次 教育総務課長 二階堂 敬 スポーツ振興課長 井出 則夫 学校教育課長 牛田 洋史 図書館長 和田 義満 教育指導課長 高木 俊樹 教育総務課課長補佐(庶務担当) 小山田 豊彦 教育研究所長 相原 雅徳 教育総務課庶務班主事補 笹森 信之
傍聴者	3 名
会議次第	別紙のとおり
会議資料	別紙のとおり

委員長

それでは、ただいまから 3 月定例教育委員会会議を開催いたします。まず最初に、前回の定例会会議録の承認をいただきたいと思います。前回定例会会議録につきまして、ご質問、感想がございましたらお願いします。

—特になし—

委員長

それでは、前回の会議録につきましては、特にご異論がないようですので、ご承認いただいたということにいたします。

次に、教育長報告であります、「(6)平成 2 2 年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査への参加について」、「(12)臨時代理の報告について」の「ア 報告第 3 号 秦野市立小中学校管理職の退職の内申について」、「イ 報告第 4 号 秦野市立小中学校管理職の任免の内申について」、「(13)子どもの事件・事故について」は秘密会での報告としたいと思いますが、いかがでしょうか。

—異議なし—

委員長

それでは、(6)、(12)及び(13)については、秘密会での報告といたします。

委員長

それでは、それを除いた部分につきまして、教育長からご報告をお願いいたします。

—教育長報告 15 件—

ありがとうございました。

それでは、教育長報告につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお伺いしたいと思います。

(1) について、ご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。

加藤委員

8 ページの小菅議員の質問の一番下、「幼小、小中一貫教育について」なんですけれども、小学校高学年の教科担任制は一貫教育を進めていく上でもメリットがあるんじゃないかという印象を単純に受けるんですけれども、この担当課回答の中の「他県の実践校報告によると課題も指摘されている」というところで、具体的にどのような課題が指摘されているのか、わかる範囲で教えていただければと思います。

教育指導課長

それでは、課題面ということでご紹介させていただきたいと思いますが、5、6年生で1つの学級を複数の教員が担当することによって、その連絡あるいは準備の時間等がふえる、あるいは子どもをめぐる支援のあり方について、複数の先生が対応しなければいけないことの情報の共有の問題ということ、それから、物理的には、現行の教員の配置・加配の配置基準の中で、その教科担任制を学年でうまく先生方で分担することが非常に難しいというような報告が挙げられております。

委員長

よろしいですか。

加藤委員

他県で実践されている中で、その後、進めていく方向が多いのか、これは現実厳しいという結論が多いのか、どうなのでしょう。

教育指導課長

現実に、関西のほうでは、割と10年以上前からこの取り組みをしているという報告を私は見たことがございます。全国的に広がってはおりませんが、配置基準は全国共通です。ですので、中学校と同じような形の教科担任制はまず難しい。ただ、現行の基準の中で交換授業を行ったり、教科担当を変えながらやるという営みはかなり広がってきている感覚もあります。現に秦野市においても、小学校で6年生になって、中学校のシステムを意識しながら、途中からそのような形にしている小学校の実践もここ数年で見られます。

教育長

他県でやっているもの全部ではないんですけれども、文科省だとか県の研究指定を受けて、そこは特別に先生を余分にもらった

りして研究しているケースがあるんです。そうすると、例えば6年生、4クラスだと今4人しか先生いないんですね。そこに研究だといって1人あるいは2人来ますと、それから、小学校は中学校と違って、担任以外はほとんどいませんで、校長、教頭がいて、教務主任ぐらいですね。だから、融通のきく先生はそのぐらいしかいないもので、そこに1人、2人入ってくると、組み合わせがパズルみたいにできるんですよ。

ところが、その研究指定が外れて配置された先生がいなくなると、元の本阿弥になっちゃうんですね。そういうことがない中で、数年前に南が丘小学校で、ある中学から行った体育の先生が、「体育が得意だから、私は国語・算数より体育なら自信がある」というので、6年生を持ったときに、学年主任をやったのかな。「体育は私が全クラス持ちます」とやったんですね。1人ですから、1教科で時間も少ないもので、それが可能だったんですね。だから、それはそれでやれたのですが、本格的な算数・国語あたりを特定の先生がやるとなると、それにはやはり、課長が言ったように、先生の数が基本的に足りないですよ。だから、そこを越えるにはどうしたらいいか。そこで、幼少中一貫の中で、中学校の先生は忙しいんだけど、小学校のクラス数が少なければ、2クラスや3クラスぐらいだったら、毎日は見れませんが、週に何回かは中学の先生が行って理科をやるとか算数をやるとかということとは可能かなとは思いつつ、本格的な中学校バージョンの教科別担任制は、基本的には、国が本気でやると言っただけで教員を配置しない限りは難しいとは思っています。でも、少しはやったほうがいいんですよ。

加藤委員

現状は厳しいところがあるんですけど、小中一貫が進んで、今後どんどん状況が変わっていくことが予想されますので、その中でいろいろプライオリティーがあるでしょうけれども、選択肢として残していけばいいのかなという気はします。

教育長

免許法を文科省がもっときちんと対応できるようにしてもらわないと困る。

中学校の数学のエキスパートが小学生への教え方が大変うまいとしますよね。でも、免許がないから授業をやってはだめだというんですから。確かにどこかで線を引かなければいけないのはわかるんだけど。だから、チームティーチングならいいよと。そうすると、ここに先生が1人いるから、この小学校の先生は結局ずっとつき合うから、そうすると、ほかのクラスで授業ができないんですよ。そういう問題もあるんですね。

委員長

これは秦野でも、幼小中一貫ということを目指そうという中では大変重要なところだと思うんだけど、現実にはどうやっているのかは私もよくわからないんだけど、小学校と中学校でこういうことをやろうと思ったら、小学校、中学校が勝手に学年行事予定を立てて時間割をつくってということをやっていたのではダメですね。

教育長
委員長

はい、ダメです。

少なくともそこが一緒になってやらなければいけない。そういうことは可能なんですか。これは、これからの幼小中一貫教育の課題の中で出てくる話になるんだけど。

教育指導課長

現に、渋沢地区、東地区で小中連携教育の研究指定を行ったときには、やはり、時間割等を調整しながら、中学校の家庭科の先生、理科の先生、美術の先生が小学校で授業をしたという実践例がございます。お互いに時間割を調整することが可能である。それは、これから秦野の幼小中一貫教育の中で地区ごとにぜひやっていただきたいと考えています。

教育長

4月に園長・校長会があるのですが、かけ声ではないということをおのほうから言おうと思います。現実には結果を出してほしいと。そこで、1年間余裕があるので、若干の試行錯誤はあってもいいだろう。だけど、かけ声だけの小中一貫だったら意味がないので、今、委員長が言われたように、本当は、本格実施だったら、今ごろから小学校と中学校、幼稚園の先生も入って、来年のカリキュラムづくりをみんなでやらないといけないんですよ。それを23年にはそういうふうにとしよう。ですから、来年はその布石としていろいろなことをやらしてもらおうではないかというのが今のねらいです。

発展したら、これも夢物語ではないのですが、小学校6年間は本当に6年間やっていて意味があるのかと。幼稚園2年、小学校6年、中学校3年ですよね。2年の幼稚園はどうかわかりませんが、6、3を何で6と3に分けなければいけないのかという問題がありますよね。4、何とか、何とかと切ったっていいわけですが。そういうカリキュラムをつくることも本気でやればできると思う。意味があるか、今に比べてどっちがいいかという議論もしなければいけないので、何でもやればいいとは思いませんけれども。

委員長

現場でだれがどうつくるかはよくわからないんだけど、時間割をつくるということは小学校や中学校ではだれがやるのですか。教頭がやるんですか、教務員がやるんですか。

教育指導課長	大枠をつくるのは、総括教諭の中に教育課程を定める枠組みをつくる教育課程担当がおります。小学校の場合は、それをもとにしながら、各学年の学年主任を中心に、あるいは中学校では教頭も入りながら、教科のバランスをとりながら調整するということになります。
委員長	少なくとも、そういう人が集まったプロジェクトみたいなものはあるのですか。
教育指導課長	あります。
委員長	そのほかに。
高橋委員	9ページの諸星議員の一般質問の中で、「学力向上のための手だてについて」で小野市の「ハートフルチャレンジの検定」が言われているんですけども、具体的にどのようなものか教えていただきたいんですけども。
教育研究所長	小野市のハートフルチャレンジですけども、算数の計算、それから漢字検定、この練習問題をいっぱいつくっておきまして、十四、五級から始まるんですけども、小学校1年生ぐらいから親子で一生懸命少しずつやっていってくださいという、A4判の四、五十ページの問題集で、秦野検定をやっていますけれども、その教科版と考えていただいてもいいのかもしれないけれども、階級が非常に細かく、学年数ごとに上に上がれるようになっている、そういう検定試験の問題集と思っていただいてもいいと思います。
高橋委員	それは、学校ではなくて、家庭で行うということですか。
教育研究所長	個人持ちになりまして、家庭でも行える、当然学校に持ってきて自分で練習もできるということです。
委員長	そのほか。
望月委員	9ページの木村議員の一般質問ですが、宮永岳彦記念美術館について、「今後も地域、学校等と連携し充実した美術館運営を行っていきたい」ということです。
	特にローカルの美術館などは、非常に地域の産業と連携した美術館運営とか学校と上手に連携した美術館運営ということが私の経験では見られているのですが、今までどのようなことが具体的にはなされてきているのか、これからどのような連携としたものをしていくのか。もし、これからのことについて今考えていることがあれば、教えていただきたい。ですから、過去にどんなことをやってきているのか、これからどんなことをやるのかということをお願いします。
生涯学習課長	私のほうでは、今までやってきた中では、市のいろいろな行事

がございます。もしくは、観光的な背景などを含めた中で、いろいろやっていたりしている中で美術館を活用していただく。このようなことが今までやってきたケースとしては多かったのかなということでございます。

ここにもございます地域・学校という部分ですが、逆に学校の部分は、授業等で活用していただくという部分が今まで少なかったところがございます。ですから、市内に限らず、市外にも声をおかけして、活用していただくような形をこれから展開していきたいと思っております。

地域の関係については、今までのところの中では、それほど取り組みはなかったのかなと思っております。他県の美術館等見ますと、いろいろな形で連携を図ってやっているところがございますので、そのところについては今後検討ということに取り組んでいきたいと考えております。

望月委員

例えば、この美術館は、ロケーションの問題もあるのですが、中学校の美術関係の展示会として使うことは可能なのですか。

例えば、年に一遍くらい、中学校の美術関係の展示会を文化会館でやったり、ことしもやりましたけれども、多くの人がある場合、文化会館が場所的にも一番いいのだと、それから、他の行事と連携して設けることができるというようなメリットもあると思うのですが、この宮永美術館の場合には、そのような場所の提供は可能ですか。それはできないのですか。

生涯学習課長

宮永美術館については、展示館と市民ギャラリーと2つで美術館自体が構成されておりますので、市民ギャラリーにつきましては活用していただくことは可能でございます。ですから、スペース的な問題もございますので、目的によって使えるときと使えないケースがあるのかなとは思いますが、実際に活用したいということであれば、使っていただくことは可能だということでございます。

委員長

市民ギャラリーを学校単位である一定期間借りるということは可能なのですね。

生涯学習課長

さようでございます。

望月委員

展示室よりも狭いか？

生涯学習部長

狭いです。

生涯学習部長

ただ、特殊学級とかそういうところではよく展示をやっています、ギャラリーを使って。

委員長

それともう一つ、私は前から申し上げているけど、どうもお金がなくてだめらしいけど、他の美術館との間の貸し借り、それは

お金がかかる、だから難しいという話があったりするけれども、この宮永岳彦だけでずっと何十年もくるというのは難しいですよ。みんな二回りぐらい見れば、よくなっちゃうんでしょう。せっかくああいう建物があるわけだから、新しいものを、ここにはなかなか見られないものを借りてくる、そのかわり、うちのものも貸してあげるということをやるわけですよ。それはなかなか難しい。

生涯学習課長

そういうところも過去の中では検討させていただいているわけなのですが、なかなか私のほうで展示のところが整備がされていないというような部分がございます、本来であれば、ウインドーに入った中で展示するのですが、宮永美術館については壁に展示してあるというような状況でございますので、他の美術館の作品を借りてとなると、なかなかその辺のところが整っていないということもございまして、私のほうで貸すことはできると思うのですが、借りるほうがなかなか難しいというようなことがございます。それは、私のほうも検討事項ということで、これから整理していきたいと思っております。

委員長
教育長

そのほかにいかがですか。

今の件は、毎年同じような質問が出て、同じ答弁しかできない現実があります。結局、つくったはいいけど、つくったものが中途半端なんですね。それで、何かやろうとすると、あれはだめだ、これはだめだと手かせ足かせがかかってしまう。だから、担当課が一生懸命考えたところで、もとに戻っていくと、だめだ、になるわけですね。

きょうは報告していませんけれども、先ほど言った予算特別委員会などでも、宮永さんの作品のための収蔵庫がないから、東京で借りているわけです。毎年300万でしたか

生涯学習課長
教育長

250万ぐらいです。

それで、向こうから絵を持ってくるだけで専門のトラックで50万だかがかかるというわけです。だから、300万近い金を毎年毎年そのためにやっているわけです。10年で3,000万です。多分、このままいったら、20年、30年ずっとやって、何千万、何億という金を収蔵庫だけに投資するわけです。ここはお客さんも頭打ちなんです。こういうことをずっと放置しているのは、だれが見たっておかしいとは思うんだけど、手をつけようと思うとがんじがらめで何もできない。

そうやっていろいろなアイデアを出していただくのはありがたいし、担当課も考えているんだけど、中途半端なものがド

委員長

カンと鎮座ましている。こういうものは変えられないものなのかと本当に前から思っているんです。

だから、何をどこまでやりたいかというプランをつくることですよね。今のままでは、おっしゃるとおり中途半端で、先行き大したことはない。これから発展させるためには何が必要なのかということ一度きちっとまとめる必要があるのではないかと。

委員長

そのほか、よろしいですか。

—特になし—

委員長

それでは、(2)から(7)までで何かご質問、ご意見はありますか。

望月委員

6ページのいろいろこれからやろうとしていることですが、ぜひこの方向でやっていただきたいと思うのですが、結局、保護者は、先生方は簡単に部活ができると思っているということです。それから、何で子どもたちがいるのに先生方はやってくれないんだというような一つの不満も出てくる。

ですから、いろいろなところで、今の部活の現状、学校の現状、少子化に対して教員の数が減っているというような現状、あるいは教員の価値観も変わってきている、それから教員が減になっている割には部活を減にすることはできないというような状況、いろいろな学校の苦しさをいろいろな場で啓発して理解を求めていくということが大事だと思うのです。それで、保護者や地域の人はそういうことも知っているのではないかとと思うんですけども、こちらのほうで初めて説明して「学校の部活動はそんなに大変なのかな」ということを初めてそこで理解していただくということが私の経験からは非常に多かった。ですから、いろいろな場を通して現状について理解していただくというこの努力は継続していただきたいと思います。

それから、委員会に体協とかスポーツ少とかの代表者をぜひ入れていただきたいと思うのです。このようなところに属している方が、割合、中学校の部活動の現状についてなかなか理解しておられない部分があるんですね。ですから、ぜひ代表者に入っていて、現状を理解してもらおうと同時に、それぞれの団体の立場で何が協力できるかということをお互いに情報交換して、協力の方向性を見出していただくというのは大変結構じゃないかと思しますので、要望として、ぜひ、体育関係あるいは文化関係でも、必要に応じて入っていただければよろしいのではないかと思います。

委員長

9ページの活動加入率ですけれども、加入率83.6%、無加

教育指導課長

入率16.4%、これは、このくらいのところが妥当だと考えておられるのですか。本当は100%やらせたいということなのかなということが1つと、運動部と文化部の割合です。運動部と文化部の割合の差がこんなに大きいとは思わなかった。文化部のほうがもっと多いのかなと思ったんだけど、圧倒的に運動部ですよ。このとき問題なのは、運動部の指導が問題だということなんですよね。

3点ほどあると思います。

まず1つ目の、8割ぐらいの部活動加入者。これは、もちろん中学校現場としては100%を意識した対応や指導をしております。ただ、地域のスポーツのほうに通う子どももいるし、一概に100%を理想とする認識には立っていないと考えます。学校差もあります。それから、これは5月1日現在ですから、実は、1年たった3月、今ごろの統計をとりますと、少しパーセントが下がっておりますし、1年生と2年生でもパーセントは7割ぐらいになっているものです。

それから、文化部と運動部の比率でございますけれども、絶対数からしても運動部のほうが多い現状もございます。これはいろいろな考え方がございまして、中学生の発達段階において運動のほうを優先するという考え方もあるでしょうし、あるいは文化活動を中学校のときから地道にやっていきたいという考え方で、大体このぐらいの比率で推移しており、妥当ではないかと考えます。

最後に、この検討会のテーマは、今までは運動部活動検討会としてやっておりまして、運動部の問題点、指導者を初めとしたところが論じられていましたが、ここで文化部を含めて、「運動」を取りまして「部活動検討会」になったのは、やはり文化部もいろいろな問題点を抱えております。今年度は、吹奏楽部の問題点につきまして、その顧問代表に加わっていただき、さまざまな問題点が出されました。これもなかなか、楽器の管理とか入手方法等でいろいろな問題がありまして、それについても今後協議していくという考え方です。

ありがとうございました。

今お話があった部活100%というのは、中学生は、入ってくると、学校の授業だけではなくて、先輩もやっているし、親もやってきたから、部活に入ることはいいことだみたいな価値観はあります。ただ、今は、もっと自分の時間が欲しいという子もいます。例えばオリンピックに出る選手を見ると、中学校の部活を

委員長
教育長

やっている人も多いのだけれども、中学校の部活をやっていると専門性が伸びないから東京まで行ってレッスンを受けている子もいまして、だから、100%が必ずしもいいというわけではないだろう。むしろ、何もしていない子が一番問題になってしまうんですかね。まして厳しい運動部なんか入らないという子がいることは確かなんです。

それから、運動部が割と強いというのは、中体連（中学校体育連盟）、高校でいう高野連（高校野球連盟）みたいな、長い歴史と伝統のある組織ががっちりできています。ですから、大会も、関東、神奈川地区、全国大会までシステム化されている中に組み込まれているので、やっぱり、中学校の運動関係は、中体連が非常に大きな柱で運営されているというので、顧問も多いです。文化部はそんな組織がほとんどないのです。吹奏楽に全国吹奏楽連盟があるぐらいで、華道部だとかは、ないことはないんだけど、所属しないということがありますね。

あともう一つ、先ほど望月委員が、地域の方が意外にご存じない、また保護者も意外と知らないのが、部活動の顧問は教員の本分だと思っている方がおられるんですね。だけれども、部活動の顧問は基本的には給料のうちに入っていないのです。土曜、日曜は多少手当はついたりしますけれども。ですから、都心部ですと、教員が顧問を辞退するというよりも拒否するのです。管理職はそれを命令できないのです。本分は授業である、だから部活はやりませんという者がどんどんふえているのです。幸い、秦野市は全員顧問制をとっていて、全部の中学校教員に何らかの部活の顧問をやってもらっているのです。近隣でも、顧問をやらないと主張をしている教員のいる地区はいっぱいあります。ですから、これから中学校の部活を云々というときには、管理職も大変ですね。

いつまでもサービスで子どもの面倒を見てると言っても無理なので、やり方を変えなくてはだめなのではないですか。

今、無料だと言ったけれども、大学だって、強いクラブが幾つもあるけど、指導者に金を出しているわけじゃない。みんな給料のうちでやっているのです。けれど、日本一になったり世界一になったりすれば、年度末には表彰するという制度があるのです。50万なり100万なり、何とか賞というものがいっぱいある。そうならなければ、みんなただでやっている。だから、本気で何かやるのなら、制度を改めるとかしないと。先生たちだっていつまでもサービスだけでやっているわけじゃない。忙し体だから。

忙しくなっちゃったんですよ。私が現場にいるところは、生徒指

委員長

教育長

導もやっていました。教科指導もやって、生徒会の面倒を見たり、クラスの面倒を見て、それでも何とか部活動に行きたくて面倒を見る時間も生み出せたんですね。だから、全然苦じゃなかったです。土日に部活に行くのは楽しみだったし、子どもも元気でやってくれたらいいんだけど、今、見ていると、生徒指導の会議が入っちゃって、親と面接しなければいけないとか、疲れ果てているから、土曜、日曜にも行く元気がないような先生がどんどんふえていく。ですから、昔と同じように、先生だからやりがいがあるだろうという精神論だけでは御せない現実には確かにあります。それでも、頑張っている先生は頑張っているんですけどね。

委員長 年をとって、60になっても、70になっても、高校野球の監督で甲子園に出ているような人もいますからね。

教育長 確かにそうです。

委員長 人によるわけで、年をとってもやる人はやるので、年寄りが多くなったからだめだとあきらめないで、そういう中から一生懸命指導してくれるような先生を探し出す。

教育長 加藤委員さんは、お子さんはまだ小さいですか。中学校に上がったときに部活がなかったら寂しいかな。

加藤委員 そうですね。部活はやってもらいたいとは思いますが、私の中学のときは、顧問の先生なんかいませんでしたからね、練習の時間に。最後の10分ぐらい来て終わり。ですけど、やっぱり、最近、けがとかがあったときに顧問の先生がいなくて大問題になりますし。

委員長 そういう問題が大きいですよ。

加藤委員 昔は、先生がいなくても文句を言う親も子どもももちろんいなかったですけど、先生が減った上に、そういう問題が起きてきているので、本当に、民間の方を活用するなり、小学校の先生をどんどん活用するなりしても、どこまで補助できるのか、難しい問題があると思います。

望月委員 部活動は、今回、学習指導要領の総則にこの文言が入ってきたということは非常に意義が深いと思うのです。私もこれを読んだとき、やっぱり全体の部分は部活動の意義というものがうたわれていますね。それから、教育課程との関連が図られるようにという文言は、結局、部活動が人間形成にとって非常に大切なものであるということなんですよ。部活動が人間形成に非常に寄与しているということを文部省は認めているわけですから、これから国は、部活動を推奨するに当たっては、人的な措置とか予算面とか制度的なものを改革するものは改革するという、次のことを期待

したいですね。それとまた、それを国はやらなければいけないと思うのです。これだけ今までなかったものを認めてきているわけですから、それを認めてきたこの文言そのものに非常に意義がある。だから、一步これから踏み込まなければいけないと思うのです。

委員長

そのほかありますか。

例が1人あった、小学校の先生に中学生の指導をしていただければ、これは大変いいことだと思います。これは、やってくれる人いますかと声をかけたら出てきたということですか。

教育指導課長

来年度もやりますけれども、春にチラシを配って、申込用紙を全員に渡した中で、自分から手を挙げていただくようにしています。

委員長

こういうものに期待したいですね。

教育長

この先生はやってくれているというか、やれるというか、ほかの小学校の先生、若い威勢のいい先生で、さっき言った大学までばりばりスポーツをやっていた先生が小学校の教員になっている人が結構いるんですよ。そういう人に頼めないのかなと思うと、小学校はそんなに楽じゃないとかいろいろと言われるので、それはどうなんですか。

教育指導課長

昨年度も部活動の担当者が中学校でのいろいろな趣味のリストからそういう先生方を挙げています。20名ほどリストアップしました。それで、個人的に働きかけもしてみたんですけども、違うところでスクールに通っている、あるいは違うところのサークルに入っているという方々がいるのも確かですけども、そのような声かけはこれからもやっていきたいと思っています。

委員長

お願いします。

そのほかにかがでしょうか。

教材選定検討委員会について、校長権限によって学校差をどこまで出してもらうのか。学校差ではなくて、学校の特徴をどこまで校長に出してもらうのかということと、そういう場合の学校差の問題、それをどこまで認めるのかという問題になるのではないかという気がするのです。それが一番わかりやすいのはお金の問題で、あの学校は幾ら、この学校は幾らみたいな問題だけでも、そこが解決すればみんな解決しちゃうんです、学校差というのは。

もう一つは、教育委員会としては、学校差というのか、校長に学校の特徴をどこまで出させるのか、どこまで認めるのかという問題もあると思うのです。基本的な学校差、あるいは学校の特徴

加藤委員

は、どう認識したらいいのか、どういう議論があるのでしょうか。

今回の委員会で話し合われてきた内容に関して、大きく2つに分けて、保護者の負担軽減とあともう一つ、学校間の格差。この格差は、会議の中では、最終的には教育の機会・質の差になるんですけど、その尺度としては、やはり保護者の負担額の差ということにとらえて議論をしています。

結論と今後の取り組みに関しては、その過程においては、その負担額の格差をどう平準化していくかということに関しては、1つの意見として、市内を全部統一してしまえば格差はゼロになるから一番話が早いという意見があったのですが、それには各学校の先生に第1回の会議から2回目の会議の間に広くアンケートをとってきていただいたそうで、現場の先生のお話ですと、教材によって使いやすさの差がある、また各学校によって生徒の現状に合わせた教材選定をしているので、市内の教材統一というのは非常に難しいという意見が非常に強くあったそうです。結局、使いやすさと生徒の現状に即したという、その2点です。

使いやすさというのは、恐らく、生徒が教材を使いやすいのではなくて、先生が使いやすいかどうか、先生のスキルによる使いやすさの差なのかなと思っているのが1点と、また、生徒の現状に即したといっても、各学校の中には数十人から数百人の人がいるわけで、どれだけの単位だったら生徒の現状に即したのかという議論もまた別に。本当に即するのだったら、極論ですけれども、一人一人別々の教材をあわせて買わなければいけないのではないかという意見もないことはないですけれども、今回は、市内の教材を統一することが目的ではなくて、負担額の平準化を目的として、その手法として市内の教材統一ができればという話だったので、そこは特にそれ以上は固執しなかったところではあるんですけども。

そういった意味で、現状、すべて同じにしてしまうのは厳しい。そのかわり、今年度は、平準化を試みるために、あえて強い指導といいますか、各校長に対してこれこれこうしなさいというところまではまだ踏み込んでいなくて、「今後の取り組みについて」のところを開いた別紙、補助教材学年別集計表をこの通知と一緒に各学校に配布しまして、自然に平準化されることをやはりことし中にねらっていこうという話でまとまっています。

委員長

そういう意味で、こういう議論をやっていただくのは大変いいことだと思います。最後はまとめていくというところで、余り異論が出ないようなところに持っていくという意味では、教育研究

加藤委員

所の役割というのは非常に大きいような気がします。

そうですね。最終的に、ここは強く推進していくべきだということでもとまりました。

高橋委員

今の平準化ということとも関係すると思うのですが、「学校間の差について」のところで、社会科資料集で、保護者負担、公費負担、PTA負担の3つの負担方法が同じ市内で扱われているという問題、ここをまず解決しないといけないことではないかと思うのです。

教育指導課長

そのとおりでございます。

今後の取り組みの中で、あえて「小学校社会科資料集は」と挙げてあるのは、まさに今の委員のご指摘で、今の現状、このままではいけないだろうということで委員が一致してこのことを盛り込んでおります。小学校社会科資料集だけではないかという議論もありました。ただ、公費になりますと個人持ちが非常に難しくなるという観点で、例えば中学校でも共通の教材は多いのです。しかし、進路や受験を考えた場合に、自分でチェックをしたり、いろいろ書き込んだりすることに非常に必要性を感じるということで、最終的にことしは社会科がこれ1つに絞られてきたという経過がありますし、また、背景には先ほどのような3つの方法があるという問題点があったということです。

委員長
教育長

そのほかはよろしいでしょうか。

子ども手当がこれから支給されるのですか。義務教育は無償とするという考えの中で、こういった保護者負担の問題は、給食費、副教材、あるいは修学旅行、卒業アルバムという負担が必要な場所がありますけど、そうすると必ず公平性だとか学校間格差をなくせという論議になるのですが、片一方で政権が子ども手当を、毎月2万6,000円、当座は1万3,000円支給する。子ども手当を当てればゼロになっちゃうぐらいなんですよ。結局、全額公費で持つとも思わないけど、補正すれば解決してしまうような問題がないがしろにされて、教育委員会で頭を悩ませなければいけないかと思いつながら、非常に腹立たしく思うのです。

だから、部活動もやっぱりお金がかかるんです。ところが、スイミングに行く人は高いお金を払っているわけです。だから、子ども手当は何なのかということは非常に疑問に思うし、公費で見るべきだとしたら、子ども手当の10分の1でも半分でもいいから、国なり地方自治体に配分してほしいですね、教育費の充実ということでは。それが見えてこない。

委員長

我々は授業料を取るから、よくわからない、やっていることが。

我々は必要なものは取りますからね。

よろしいですか。

それでは、後半の(12)と(13)を除いて、(9)～(15)までの間で何かあれば、ご質問、ご意見を。

望月委員

バンドフェスティバルは、ことし50周年を記念してということで、単発的である？これから継続するのでしょうか。

教育指導課長

現在は単発的な事業として、主催は丹沢ライオンズクラブでございますので、今のところ、これを教育委員会が独自の事業として来年度以降継続するという考え方は持っていません。経費の問題がかなり大きな問題になっていることと、あと現場の子どもたち、生徒あるいは顧問の先生方の意見反映もしていない現状では、そこまでは判断していないということでございます。

委員長

ほかにないですか。

私は、最後の暴力行為対策検討会議について、教育長からの説明を聞いていて、これは対応が必要ではないか、何かしなければいけないという気はしたんですけども。教育長は相当これに気を遣っておられるようだけれども、こういうことをやりたいということはあるんですか。

教育長

まず、教育委員さんは、私を含めて、現場の実態を直接見て感じる必要があると思うのです。ただ、「視察にあした行くから」なんて予告して行くと、いつもと違う学校の姿を見るようなこともないわけではないので、いきなり行けばいいと思うんですよ。それから、行ったときがたまたま静かなんていうこともあるんですね。だから、ちょっと大変ですけど、本当は一日学校にいるとよくわかるんです。それも1つの例ですね。

もう一つは、我々が集まっているところに、中学校現場で現実と闘っている先生たちに来てもらって、何を考えて何を感じているかを直接聞いていただきたい。そうすると、現場の声が伝わってくると思うのです。きれいごとではいかないということもよくわかるし、しかし、頑張らなければいけないところは頑張るといふ。

子どもだけを責めてもしようがない現実はあるんですけど、社会が悪い、家庭が悪いと言って何かよくなるのかとって、何もよくなるわけではないので。ですから、まずは教育委員が現場の現実を肌で感じたり、もし直接行くのがなかなか大変でしたら、こういう席の時間を切って、そういう先生や学校長でもいいですけども、学級担任、それも新採用で1年目で学級がこんなになっていて毎日ストレスを感じながら夜も眠れないで苦労している教員

はいっぱいいますので、そういう教員に順番に来てもらって話を聞くだけでも、どこをどうしたらいいのか、これは教員が悪いのか、制度が悪いのか、教育委員会が悪いのか、子どもや家庭が本当に悪いのかが見えてくると思います。

対策検討委員会も、実際、秦野の2つの中学校を訪問して見てくれているんですね。見て帰った感想が、「学校はよくやっている」という。よくやっているのだったら、もっとよくなるはずなんです。やっている、それだけなのです、それがいいならば。だけど、よくやっても現実に課題が多い。じゃあ、どうすればいいんだという。それから、何かやると、学校の先生たちがバッシングされていますので、だから、せめて「味方はここにいるぞ」と声をかけてあげることも必要だと思うのです。ぜひ、秦野市教育委員会は遠巻きに見ているだけではないんだということを現場の先生たちにも理解してもらって、少しは役に立たないといかんというような思いですね。

高橋委員

想像ができないんですけれども、警察ざたになるような暴力行為はそれほど多くはないにしても、ちょっとした暴力行為は頻繁に起こっているわけですか、今、現場で。

教育長

多い学校は多いです。

高橋委員

ポッと行っても、そういう場面に遭遇するような。

教育長

すぐに遭遇できると思います。

高橋委員

そうですか。

委員長

今回はたまたま、今の暴力行為の問題と不登校の問題がありましたので、どちらも今の教育現場では非常に大きな問題ではあるんですけども、何をしたらいいのか、何ができるのか、なかなか解決ができなくて、最後は社会の問題だみたいなどころがあるんですけども、私たちも、どこをどうしたらいいのかということはいくぶんもう少し具体的な検討をしなければいかんとは思いますが。そのために何をするかというと、やっぱり、一日中学校に行っているというわけにはいかないから、さっきの先生に来ていただいて話を聞くというようなことはそういうことですよ。

教育長

短期的な対策というか、対症療法的な対策と長期的な対策とあると思うのです。短期的なものは、例えば、授業に出ないで、先生が「授業に入りなさい」と言うと「うるせえ」と言ってワアッと先生につかみかかっているような場面があると、みんな先生は一生懸命「やめろ、やめろ」と離すわけですね。「やめろ」と言ったときにグウッと手を引っ張ると「体罰だ」なんて言われるわけですよ。その先生が力づくで何かした。それを恨みに思って、

その先生の車をけっ飛ばしたり、追っかけていくと逃げて行って、それにまた石をぶつけてガラス割ったりということが起きるわけです。

そういう子に対して、保護者を呼んでも言うことを聞かない。だから、措置が必要な場面があるんですよ、必要に応じて警察を呼んで。ところが、警察も、「被害届が出なければ捕まえることができない。」。その緊急避難的な対応も片一方が必要。

それから、そういう子どもを見ていると、小さいころからのしつけなり何なりの経験が非常に脆弱だったりゆがんでしまっているんですね。やっぱり、小さいうちから、本当に徹底的な教育というか、これのシステムを確立しないと、長期的にはそうしないとだめですね。3歳、4歳までほうりっ放しの子は、小学校のうちはだましがきくんですよ。中学に行ったらどうしようもないです。そこで、すごい熱血先生が本当に指導したら変わるという例もないわけではないんですけども。だって、情が育っていないのですから、その子に情を何とかといっても、大変な作業ですね。

望月委員

国も行政側も、不登校の子どもたちには非常にお金をかけているということですよ。だけれども、反社会的な子どもたちについては、それを具体的にどうするかということはこれからの課題として、もう少しお金をかけて検討するなり、あるいは、例えば特別な教育機関をつくるとか、そういうようなことを国を挙げて考えるときが来ているのではないかと思うのです。三者連携、地域連携、私もそれを要望しながらやってきましたけれども、それで15年も心に傷ついた子どもたちを三者の連携でここで直すというのは非常に困難なことがあったりするんですね。

だから、例えば、保健室へ行ってみるとすぐわかると思うんですけども、ああいうところに行って、例えば学校の先生方の手が足りなかったら、予算措置もしながら、カウンセラー的なもの、あるいは話し相手のものを送ってやるとか、そういうことだけでもかなり実践性があると思ったりするんですよ。

委員長

不登校というのは、非常に複雑な問題を含んでいて簡単にはいかないと思いますけれども、暴力行為というのは悪いことだということのはっきりしているわけだから、教員や職員の対応も、教育委員会としてはどこまで認めるといったことは決めておいて、その範囲内で教員を守るというようなことは法律的に必要だと思うんですね。さっきの、手を引っ張ったから教員が訴えられてしまうという話というのは、やっぱりまずい。そういうことは個

教育長

人では闘えないから、やっぱり教育委員会としてそこは教員を守る。その場合、ここは絶対に許せないというようなことは、暴力行為については、ある程度具体的な線引きというのか、こういうものをつくることはできるのではないですか。

例えば、「話せばわかる」とか「教師は聖職で、そうあるべきだ」なんてことを評論家なんかが言うと、「そうだ、そうだ」と言う向きがあるんです。マスコミもそっちに流れるときがあるのです。

だから、親は怖いとか先生は怖いものだというだけがいいとは思わないんですけれども、子どもが大人をなめてかかるような風潮を最近非常につくってきちゃっている。その責任はだれにあるか、大人にあると思うのです。いよいよ子どもが野生化してきばをむいてきた、さあどうするといったら、どうしたもんだ、どうしたもんだとなって、こんなことは我々の責任もあるなどは思いつつ、野生化してしまっているような感じのああいふ子たちは、実は、話すと結構わかるところはわかるんです。本当、だれがこんな子どもにしたと言いたくなるような素直さを見せるときもあるのです。

だから、アメリカみたいにスクールポリスが巡回して、ちょっとおかしいことをしたら連れていっちゃうみたいなシステムがいいのか、あるいは、先生にちょっと反発しただけで、あっち行けと言って措置しちゃうのがいいのか、これはやっぱり難しいんですけれども、世論だとか保護者にいろいろな人がいて、教育委員会がびくびくしたり、学校現場がそんなものにびくびくしながら指導はできないと思うんですけれども。

委員長

暴力行為については、私ははっきりすべきだと思います。どこまでいっても、先生が生徒の首っ玉を取つかまえたら、それはけしからんなんて言うのはおかしい話で。どこまでを教育委員会としては守るのかということを中心にきちんとしておけば、対応だってできると思います。それが何もないから何もできないということになるんですよね。そういうことはやっぱり一遍議論する必要があるのではないですか、現場の話を。

教育長

今、秦野市内では9校の中学があるのですが、全体的に教職員がかなり疲れていると思われるのは2校あります。少なくともその2校の先生たちに我々がエールを送れる、制度的にも人的な援助も必要ではないかと思うのです。それから、やっぱり現場の声をちゃんと酌み取って方向を出すようにしないと。平気な人もいるし、つらい人もいるので、もう少し全体として秦野市の方針が

委員長

出せるといいなと思います。ぜひ時間をとっていただければありがたい。

時間をちょっととっていただいて、実態を把握した上で対策を行うということを進めていただきたい。よろしくお願いします。

そのほかは。

よろしいですか。

それでは、以上で報告事項に対するご質問、ご意見等は終了いたします。

—休憩—

委員長

それでは、再開いたします。

次に、議案に入ります。

本定例会には3件の議案が提出をされておりますが、まず、「議案第5号 平成22年度秦野市教育委員会基本方針及び主要施策について」

—教育指導課長が「議案第5号 平成22年度秦野市教育委員会基本方針及び主要施策について」説明—

教育長

私のほうから補足的に少し説明を加えていきたいと思えます。

まず、従前「子ども一人ひとりの教育ニーズ」云々と始まったところに、既にご審議いただいている「幼・小・中一貫教育を推進する」という文言を入れて、ここを色濃く出しているのが特徴だと言ってもいいと思えます。

それで、これも皆さんにご意見いただきたいのですが、我々は幼・小・中一貫教育と掲げているのですが、表記によっては、幼稚園の「幼」の後にこども園の関係で（保）と入れているケースもあるのです。どちらがより現実的なのか。教育委員会の守備範囲といえますか、保育園になりますと、守備範囲が違うんですね。しかし、こども園となると両方ある。我々は、小学校につながる上で、保育園のほうにも、当然、教育要請をした形が望ましいと思うんですけども、私の中でも、（保）と入れるか入れないかはまだ十分に整理できていない部分がありますので、もし皆さんのご意見があれば、また、事務局から何か意見があれば、出してもらえるとありがたいというのが1点です。

それから「市民の自主的主体的な学習文化活動」云々というところの、新規事業のAは生涯学習推進計画の策定ということで、今まで、秦野市の生涯学習推進計画は古いものがずっとあったのですが、変えなければいかんということで、いよいよ本格的に推進計画についての策定作業に入りますということで、簡単には書いてあるのですが、実際は結構難しい課題がいっぱい入っている

ものです。そこで、教育委員の皆さんにも、これについては大いに関心を持っておいていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それから、イに親子川柳大会の開催とあります。実は、先般、上幼稚園のPTAから講演依頼がございまして、行ってまいりました。そのときに、これからの子育ての上で大切なことは何でしょうかということがメインテーマでしたから、そういう話はしたのですが、やっぱり、先ほど来出ている暴力行為もそうなのですが、明るい親子関係がなかなかつくれない子どもたちが多い。そこで、親の指導はどうするかというと、我々、生涯学習のほうでは、家庭のあり方などをやるのですが、しかし、いろいろな講座を開いても、来る親御さんはしっかりやっている親御さんがほとんどでして、屋上屋を重ねるような感がないわけでもない。そうなったときに、親子で一緒に楽しめるような企画はないかと思って、親子川柳大会を私のほうで提案したのですが、皆さんのお手元にこの資料があると思います。これを出していただきたいと思います。

「親子川柳で楽しむ」、これは、実は、私が申し上げた上幼稚園のPTAの方々を対象にした講演会で使わせていただいたパワーポイントの一部です。ごらんいただきますと、愛知県の桐生市の教育委員会がここ3年ぐらい取り組んでいるものがありましたので、これを紹介させてもらったのです。これは親子で対句になっていまして、親子関係について子どもが、小学校1年生の子はここまで書けないかもしれませんが、親と相談して、こんなことが言いたいといったことに対して親が返していくみたいな。見ていただくとわかると思うのですが、例えば1番目は、小学校1年生が「ケンカして行ってきましたが言えなくて」と、そうしたら親が「わかってるよ」と「窓から手を振って仲直り」、こういうこととか、あとは読んでいただけるといいのですが、これを保護者の方に紹介しまして、どんな反応かなと思ったのですが、ニコツとしたり、「そういうことは我が家でもあるな」とか「そうなんだよね」と。中には、たったこれだけのものなのに、ごらんになって涙を流している方がおられるんですね。だから、こういうことも、自分の家族に、あるいは自分の小さなころにオーバーラップさせるようなことがあるらしいです。

秦野の市民の方、保護者の方にも、こういうものをやってみませんかと声をかけて、家庭の中で起きているさまざまなことについて、参加してもらうことにより、そして、入選作品のようなも

のを発表することによって、割と楽しい会話のきっかけを提供できるのではないかというようなことで、きょう、ご紹介をしながら、皆さんのご意見もいただければありがたいと思っています。

公民館やいろいろな場所に、あるいは学校に協力を要請し、また、市P連、幼稚園生にできるかどうかですが、PTA連絡協議会などの方にも協力を要請して、こんな川柳で親子で楽しい会話をしませんかというようなことで、これによって親子関係が急によくなるかどうかは別にしても、思春期の子どもの気持ち、それを見ている親の気持ちとか、お父さんの気持ち、お母さんの気持ちとか、こういうものに秦野でも取り組んだらいいかなというところで提案をしているものです。

なお、予算はございませんで、まさに予算ゼロ事業なのですが、もし、こういう事業に賛同していただける団体があれば、そちらから、もし賞が必要なら賞品や何かを提供していただいたりしたらいいかなと思います。企画書をつくりまして、例えば、市P連が共催するとか、あるいは農協さんが共催するとか、商工会議所や青年会議所、あるいはタウンニュース社がバックアップしてくれるとか、ロータリーやライオンズ、確かに親子のいい関係をつくるものにお手伝いしたいなんていう方がいらっしゃれば、ぜひ協賛していただければいいかなと。賞品を出さなければ紙だけで済んでしまう話なので、あとは審査員の方に謝礼を出すかどうか、そういうことはありますけれども、そんなに多額のお金がなくてもできる事業ではないかということで、皆さんのご意見もいただければありがたいということです。

次に「生涯スポーツの普及」とあります。先ほど望月委員からもありましたように、学校の部活動の件に関して学校教育のほうを考えていますと、スポーツ課の体育協会のことがどうもお留守になってしまう。つまり、横糸が張り切れていない現実がありましたので、全国体力検査などのことで、秦野の子どもたちは持久力が非常に低いというような現実があります。これを学校体育の中だけで何とかしようと思っても無理があるだろう。現実には生涯スポーツのほうでさまざまな事業をやっているのだから、横糸を張るという意味で生涯スポーツと学校体育をうまく連携させる必要があるということで、こういった事業名を入れさせてもらいました。お互いに補完し合ったり関心を持つということが本格的に必要な時期だということで、こういうものも新しく入っているところです。

あとは、新しいこと等は新旧対比表を見ていただければと思います

委員長

ます。

ご質問、ご意見を伺いたいのですが、先ほど、課長からご説明がありましたように、これは、昨年、相当時間をかけて、こうスタイルの文書をつくり上げて、ことしもそれに沿って、若干新しいものが入って、予算はそれに沿って入れたということですね。基本的には変わっていないということになります。

ご質問、ご意見があればお願いします。

教育指導課長

まず、幼・小・中、幼・保というのはどうなのか。3ページの一番上の重点事業のアは、「幼・保」と書いてあるけれども、その前の(3)には入れてないけれども、ここに入れたというのは、これは項目ではなくて事業名だからということですか。

この重点事業のアは、研究モデル地区を指定しながら研究委託を行い、事業推進を図るという事業でございます。今、想定してあるところに、前回ご報告しました鶴巻地区がまた来年度も幼・小・中一貫教育のモデル地区になる意向が示されております。鶴巻地区が入りますと幼・保・小・中となりますので、ここは保を入れさせていただきました。

委員長

ということですが、1ページの(3)のところにもともと「保」を入れるか入れないかといったことですがけれども、入れないと都合が悪いのですか。

教育長

もし、事務局レベルで精査する形によれば、事務局で検討して整理しますけれども。

委員長

矛盾が生じたりすると困る。入らないために問題が起こるなら困る。

望月委員

私は、当面、幼だけでいいのではないかと思います。幼稚園はすべて小学校区にありますよね。こども園は全部小学校区にあるのではないですか。今、全部になっていますか。

教育指導課長

4園のうち3園は小学校と隣接した幼稚園です。ただ、保育園で唯一、渋沢保育園だけが単独保育園なんですね。その単独保育園の渋沢保育園とはまだ研究共同体制はできていないということです。

望月委員

ですから、大きく幼・小・中一貫教育、それから、重点事業はさっき言ったように指定的な項もありますので幼・保とやってもいいと思うのですけれども、当面とにか幼・小・中でやってみて、そして、さらに保育園もきちんと入れてくる、そういう段階でよろしいのではないかと思います。

あと、国のことを余り気にしてもいけないと思うのですけれども、いわゆる厚労省や文科省の関係もありますので。

教育長

私の中で、若干迷いがあるのは、実をとれば幼・小・中だろうと、わかりやすくは。ただ、保育園に行こうが幼稚園に行こうが、4歳、5歳の子どもはやっぱりいるわけで、その子どもたちは必ず小学校へ上がってくるわけですよ。小1プロブレムを起こすのは幼稚園からだけではないわけですね。保育園から来る子どもも当然同じような状況がある。そういう子どもたちも、やはり、そういった小1プロブレムだとか、小学校への適応が不十分にならないような配慮をするには、秦野市としては、同じ4歳児、5歳児だと見る視点は必要ではないかと思う。

ところが、保育園は厚労省系列で幼稚園は文科省だということの縦割りが勝手に制度にあるだけで、そういうことばかりにこだわっていて本当にいいのかなど。大人が勝手につくった制度の中で、子どもだけは親の都合で、自分は保育園、自分は幼稚園、でも、小学校1年に上がればみんな同じではないかというあたりがどうもすっきりしないんですね、自分の中では。

だから、やっぱり、単独の渋沢保育園の協力は、積極的に働きかけて得られるようにしながら、渋沢保育園の4歳児、5歳児の保育内容が小学校に行ったときにうまくつながるような、そのぐらいのアプローチをしながら研究していくのが本来ではないかという気持ちはあるのですが、何しろここに縦割り行政のいろいろな現実があって、また我々がどこまで影響力を及ぼせるかという現実を見ると、研究指定している先ほどのこども園との関係ならうまくいくかなという気はするんですけども。22年度に本当にそこまでアプローチできるかどうかはまだ見え切れてないということもあるのです。

委員長

そういう意味では、ここで書いていることは現実的ではあるわけですね、区別しているから。でも、今後はやる。

いかがですか。

教育長

そんなに困ったことが起こることもないでしょう。

委員長

ないとは思うんですけども。

教育長

現実の対応としては、3ページにあるように、やるところでは分けた。

ただ、一般の方が見られて、こっちには保が入っていて、こっちには入っていない、教育委員会はどうなっているんだというようなことを単純に疑問に思われて誤植だと思われるようなこともあるかもしれないと思ったので、確認しておいたほうがいいかと思ったのです。

委員長

そういうことがあったら、説明したらいいですね。

教育長

そこまで関心持っていただければ本当にありがたいのですが。だから、皆さんの共通理解ができていれば、私はいいと思います。よろしいですか。

委員長

親子川柳はおもしろいですが、うま過ぎるんじゃないですか。

教育長

結局、高校生ぐらいになれば作文能力もあるし、中学生も高学年もいいんだけど、小学生の低学年は、きっと親が添削しているんですよ。添削していいじゃないかと私は思うんです、こういうものは。まだ稚拙な言葉でもいいんだけど、やっぱり、こういうパターンを教えるのもいい経験だと思います。川柳というのはこういうような韻を踏むとか、あるいは五・七・五とか。これをうまく秦野でやってくれるといいなと思っているのですが。

委員長

ホームワークを見せていただきたい。

教育長

日常のいろいろな細かいことやちょっとしたやりとり、機微みたいな部分に着目しないとできないわけです。そういうことに関心を持ってもらうということもいいんじゃないかと思うのです。具体的なやり方は、また生涯学習のほうでも考えてもらいますけれども、楽しい企画になるといいなと思います。

委員長

そのほか何かご質問、ご意見ございますか。

よろしいでしょうか。

委員長

それでは、「議案第5号 平成22年度秦野市教育委員会基本方針及び主要施策について」原案のとおり可決することでご異議ございませんか。

—異議なし—

委員長

よって、第5号は原案のとおり可決されました。

続いて、「議案第6号 秦野市教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則及び秦野市教育委員会所管の公の施設の事務室等管理規則の一部を改正することについて」及び「議案第7号 秦野市学校文書等の取扱いに関する規程の一部を改正することについて」であります。これらはいずれも関連する議案ですので、一括してご説明をお願いいたします。

—教育総務課長より説明—

委員長

それでは、議案第6号、議案第7号につきまして趣旨説明がございましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

教育長

今の課長の説明で大体は見えているのですが、前回の協議の中で加藤委員さんからも、1人にしなくても、あるいは、本当に1人にする意味があるかとか、あるいは、その結果、幼稚園側に不

利益が云々というご心配もいただいたわけです。今、課長が話をしたのですが、実は、私が、そういった不安を払拭するために、2つの幼稚園の新旧PTAの役員さんと教育長室でお会いしまして、いろいろと説明をさせてもらいました。そういう中で、一番保護者の方が不安になっているのは、幼・小一貫教育でいい教育が展開できそうだという期待感と幼・小一貫教育はこれからの流れの中では当然でしょうみたいな、幼・小一貫教育に反対する声は何もないのです。

ただ、小学校長が園長を兼務することによって、基本的には園長が幼稚園に常駐しないんです。小学校ばかりにいますと、いつも園長がいない、何か不安だと。副園長が園長の仕事と教頭の仕事と両方できるのだろうか。例えば、朝、園児が登園してきた、教頭先生は、例えば、午後の預かり保育のための受け付けなどの事務もやるらしいのです。それで、こっちでは園長が何かあったときのために保護者と対応している、一人二役はできないのではないかとということとか、それから、いつも園長がいるのかいないのかわからないという不安感もあったりして、「そこは大丈夫ですか」ということが1つ。大丈夫にするためには、園長は兼務してもいいから、副園長をつくるのもいいけれども、もう一人先生が新たにいてくれると安心なんですけれどもというのは、上も本町も両方とも同じ考え方です、要望に近かったのですが。これについては、ここでの機関決定もしていない中ですし、ただ、私としては、部長とも話をしながら、保護者に不安があるまま見切り発車するのはよくないだろうと。結果、何かあったときには、それがすべての原因になってしまうし、我々が期待するのは、園長がそこにいなくても大丈夫だということに本当に自信を持って、やることが目的ではなくて、保護者の不安がなくなって、いい保育ができることが目的なので、そういう意味では、先ほどの資料にもあったのですが、臨時的な職員になるかとは思いますが、できれば幼稚園教諭の免許を持っている、あるいは保育経験のある、保護者が安心できるような、あるいは事務能力がきちんとしている人を最初からつけて、不安のまま見切り発車するよりも、まずそれでやらせてくださいというほうがいいだろうということで、そういう話をしているところです。

ただ、本町幼稚園では、若干、説明と受け手の側にそごがあつて、昨日もそういった会を開いたのですが、そこでも我々の意図が十分に伝わっていないという感じがありまして、昨日、部長が園長を呼んで、園長からの話を聞き、私も、先般お会いした役員

さんと再度お話をするか、あるいはやりとりをするということが1つ。

それから、誤解のないようにきちんと、上幼稚園の保護者、本町幼稚園の保護者向けに、これからやろうとしてることはどういうことなのか、こういう心配にはこういうふうに対応します、これからの研究はこういうふうにいきますということを、わかりやすい文章で、今、お知らせを配布できる準備はしております。それで不安が100%解消されるかどうかはわかりませんが、私個人的には、この間の両方のPTAの役員さん、新旧、それからこれからの会長さんとの手ごたえでは、そういった手立てを講じて、我々が気を使いながら2つの幼稚園を見ていけば、いけるだろうという感触で今はおります。

委員長

1人加配するということですね、結論は。

今の教育長のお話のとおりで、加藤委員、前回、不安、問題提起等がありましたが、そのことと今回のことについて、いかがですか。

教育長

あともう一つつけ加えをさせていただきます。今度は、兼務する小学校の校長がいるわけですから、その小学校の現校長、両方も実は小学校は定年退職で交代になるんですね。ですから、現校長及び現在のPTAの役員さん、あるいは、内定している次年度のPTAの会長さん、小学校側にも説明をしておくべきだろうということで、来週、時間をとって、こちらから何なのかということについてご理解をいただくような説明をする時間を設けます。それはできると思います。あと、今度は人事の話になりますので、この後、内申の話が出ますけれども、県教委の了解は得られると思いますけれども、新しく今度兼務する校長、候補者とも私が個人的に会って、その旨は話をしてあります。それで、頑張るということを書いてもらっています。ただ、人事案件が絡むので、余り先走っていろいろなことが言いにくかったという現実がありましたので、若干もたもたした感じがないとは言えないと思います。何とか強力な幼・小の一貫が推進できるようにはしたいと思っています。

望月委員

小・中・高、それから特別支援学校の教頭と副校長の大きな違いの1つは、教頭は必要に応じて児童生徒の教育を司るという文言が入るということで、副校長にはそれが入っていないのです。ですから、その辺の解釈の仕方、副園長の場合はどういう解釈をするかということが1つ。

それから、園長の命を受けてということですので、副園長の権

限は園長の命を受けた者について権限が委譲されるわけですので、特にこれは最初ですから、十分、園長の命を受けてという部分について、校長・園長の兼務者と副園長さんと教育委員会が入って、十分その辺については、こういうような部分については権限が委譲するとかいうようなものをある程度整理してやらないと、1年度ですから、大分戸惑う部分があるのではないかと思うのですが、それは私の意見、要望です。

教育総務課長

まず1点目、教頭はクラスに入れます。副園長につきましても、免許を持っている副園長の場合は、教頭の職を全部統括できますので、クラスに入ることはできます。授業をすることもできます。それから、今、ご意見でありました副園長の役割、園長の命を受けてという部分ですけれども、今、私のほうでも、その辺の整備、最低限まず決裁区分というものがあるのです。お金を支出したりする部分は、今のところ事務手続の部分で事務決裁規程というものがありますので、こういう規程の中に決められている部分については、園長に最終的には印鑑をもらわなければいけないだろう。それ以外の部分については、日常的な部分ですので、これもすべて副園長にやっていただきたい。この体制を試行としてやりますので、その都度、1カ月に一遍とか1学期に1回とか、そういう中でどんどん入って行って、不備なところについてはどんどんすぐに直していかないと、せっかくこの体制を持っていったときに、どこかにゆがみが出てしまうとまずいので、それは十分フォローをしていきたいと思います。

望月委員
委員長

お願いします。それでよろしいと思います。

そのほか、ご質問、ご意見ありませんか。

これがうまくいくかどうかは、兼務の問題がありますけれども、それぞれの先生がどれほどこの趣旨を理解してお互いに子どもを育てることに協力できるかということだろうと思うのです。小学校の先生、幼稚園の先生に対しては、これからどういうレクチャーをしていくことになるのですか。特別はないのですか。園長、校長に任せるのですか。

教育総務課長

まず、幼・小一貫教育が最終目標の部分ではあるんですけども、その前に、新たに体制をつくって、この体制を盤石なものにしなければなりませんので、まず、幼稚園に重点的に入って行って、その基盤、課題、この部分を順次解決する。それと、前回も出ていますように、縦割りのところがどうできるか。これはトップマネジメントとして校長が園長を兼務して両方のところをつぶさに見るといふ部分がまず必要になりますので、学習のほうを

教育長

まずしていただいて、それからその次の段階へ移るといような格好になろうかと思えます。

そもそも論で言えば、本当は今がいいのかなと思うんですけども、こういった決定がないと対外的にも出せませんから、4月に入りましたら、まず市内の管理職が集まる園長・校長会で、私が全体に対しては、一貫教育の何たるかと、2つの幼稚園の園長が兼務ということの意味は全体にまず理解を求めつもりです。

それから、実際に2つを兼務している校長、及び幼稚園と小学校の職員、これは研究の網がかかれますので、あり方について研究をしてもらう。ですから、完成品でいきなり最初からいくのではなくて、先ほど委員長も言われたように、幼稚園の行事と小学校の行事がうまく重ねることができるかとか、小学校の先生が幼稚園に行くことはどの程度できるものなのかとか、小学校での給食を幼稚園児にどのぐらい体験してもらうことができるのかとか、双方向であると同時に、小学校だけがいい思いをすることかではないと思うのです。ウイン・ウインの関係をつくるにはどうしたらいいか。ですから、100%の設計図を実施するのではなくて、設計図を書いていくというのが来年度だと思います。

ただ、保護者のほうは、そういうことも全部完璧になってないと実施されては困るみたいな、一部そんな声も聞いているんです。けれども、今までみたいに園長がいてだったら、そんなに不安はないのかもしれませんが、小学校の校長が園長で本当に大丈夫のかなという、もっともだと思ふ不安がゼロではないということから、先ほど言った通知を出したり、委員会もかなりきめ細かに保護者の方にも対応していくということは当面必要ではないかという気はします。

委員長

そういう意味では、これをそのまま確定して、全幼稚園、小学校のところに実施していくということにはならないですね、研究を実践するという事だけで。そうすると、どのぐらいをめぐりに今の研究の結論を出すかということは伺いましたか。

教育総務課長

研究指定につきましては、22、23の2年間でやってみたいという設定です。

教育長

すべての幼稚園で小学校の校長が園長を兼務するということは考えていませんので、そういう状況が必要になってくるときには、それもあつかうかもしれませんが、今は、まずはここでやってみるということです。

委員長

そのほか、何かご質問はございますか。
よろしいですか。

それでは、議案第6号、第7号、1件ずつ議決いたします。

まず、「議案第6号 秦野市教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則及び秦野市教育委員会所管の公の施設の事務室等管理規則の一部を改正することについて」、これは原案のとおり可決することでご異議ございませんか。

—異議なし—

委員長 よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

続いて、「議案第7号 秦野市学校文書等の取扱いに関する規程の一部を改正することについて」、こちらのほうも原案のとおり可決することでご異議ございませんか。

—異議なし—

委員長 よって、議案第7号も原案のとおり可決されました。

次に、本定例会には1件請願が提出されております。教科書採択についての請願であります。これを議題といたします。

事務局から補足説明等がありましたら、お願いいたします。

—事務局より説明—

委員長 それでは、ただいまの補足説明のとおりであります。ご意見を伺いたいと思います。

この請願につきましては、いつも申し上げておりますように、採択、不採択、趣旨採択、継続審議といったことでお諮りするわけです。ご意見を伺った上で、ただいま申し上げたような処理をしたいと考えております。

まず、ご意見を伺いたいのですが、いかがでしょうか。

教育長 ここに、教科書採択の調査結果の観点というものの現物が、前回のものがあると皆さんわかりやすいと思うのです。わかんないままの議論では意味がないので、事務局のほうから二、三、今まであった観点がどんなものを例示して、教育委員さんに具体的にわかりやすくしてあげたほうが良いと思うのです。

教育指導課長 請願の文書の2番、請願の理由の後半、「従来の」の段落の後半、「共通の観点だけでも21項目にも上がり」と記載されていますが、この21項目の中を若干紹介いたします。

例えば、編集の趣旨と工夫、編集の趣旨は適切であるか、編集上の創意工夫はなされているか、学習指導要領に示された目標内容に照らして必要なものが適切に取り上げられているか、あるいは誤りや不正確なところはないか、内容が全体として系統的、発展的に組織、配列されているか、というような観点が21項目、教科に共通としてございます。また、それぞれの教科には、その学習指導要領に沿った観点が引かれているということでござい

委員長

ます。今、申し上げましたのは、昨年度の県の方針の観点であり、同時に秦野においてもこの観点を用いました。

よろしいですか。今の説明でご意見があれば、どうぞお願いいたします。

教育長

この文章の最後は、県教育委員会の決定を踏まえ、教科書の調査研究の観点を見直すとともに、この観点を見直せというわけですね。これはどうなんですか。

学習指導要領が変わりますと、当然、観点も、全部ではないでしょうけれども、変わることがある。県教委も当然見直すことになると思うのです。先ほど課長が言ったように、その結果が来るのが例年5月の上旬ぐらいになるらしいのです。それを見た上で、秦野市が、あるいは先ほどの3市2町がこの観点をそのまま全部同じものにするのか、あるいは変えるのかという議論が出てくるのです。だから、県がどのぐらいこの見直しで変えてくるのかというのはまだ予測できない、結果が出ていないのです。ですから、どう変わってくるかということは我々としても見守らなければいけない部分はあるのです。

委員長

それはそうだけれども、もう一つは、県の観点は無視しましょうということは現実にありますか。

教育指導課長

法律からいきますと、教科書の採択は、地教行法の中で、秦野市教育委員会で定めるものとなっています。ただし、教科書無償に関する法律、略して言うておりますが、その法律では、県教委は市町の指導をするということでございますから、独自に秦野市でやれる立場にはありますけれども、県の指導は受けるというような関係になります。

委員長

どうぞ、ご意見があれば。

望月委員

県教委の決定を踏まえ、そのものを検討してから方向性を出すことではまずいですか。

加藤委員

私も、ここで採択だ、不採択だとかいう状況にない、できないと思うのです、情勢が。だから、県教委がどこをどう見直してくるのかも見たいところですね。結局、県教委から来る採択方針というものがあるんですけども、あれを見ると、表記の仕方がおもしろいのです。「これからの方針を十分配慮して」云々と片方で言うておいて、その後は「何々すること」と書いてあるんですね。だから、あの辺も、県教委も法律のあれで言い回しを微妙に使い分けているなという感じはするんですけども。それにしても、今の段階で、私は、この請願をどうこうというよりも、県教委の結果というものがどんなものが出るか、ぜひ見てみたいとい

委員長
加藤委員

う気はしています。それからではないかという気がします。

そのほかありますか。

課長から何例かこれまでの観点というお話があったんですけど、これらの観点とここで盛り込むように請願されている観点は、そう遠いものではないという解釈でよろしいのですか。これまでの流れを考えると、この請願の観点は、完全に相反する方向にあるものではないというような印象を受けるんですけども。

教育指導課長

この観点が、従来の本来出している観点の趣旨と離れている可能性という問いだと思いますけれども、私自身は決して乖離しているものではないと思いますし、どういう表現になるかはわかりませんが、この要素が盛り込まれる可能性はあると思います。

加藤委員

やはり、先ほどからお話が出ているように、同等の意味を持ったものが県教委のほうから盛り込まれている可能性があるというようにお話でしたので、それであれば、あえて別に盛り込む必要がなくなってくるわけで、それを待っている形がよろしいのかなという気はします。

委員長
教育長

もっともだと思いますが、いかがですか。

私も同じなので、請願事項の①②を見て、①は、もう当然だと思います。②番については、秦野市教育委員会として、県が出してきた観点がどうなるかわからないのですけれども、秦野市独自にこういう観点をということ、ただ、これに近い同じような趣旨の観点が「学習指導要領の趣旨に合っているか」というのは今も入っているんですよね。だから、表現が微妙に違うかどうかはわからないけれども、同じようなものは出てくるのではないかと思います。

委員長

教育基本法の改正で新しい学習指導要領の趣旨に合っているかどうかというのは、基本的ですよ、教科書では。だから、そういう意味では請願事項の①②も当然ということになるかもしれませんが。それを踏まえて、その以下の理由のところの一番最後にあります文章について、先ほど来あるようですが、これらを踏まえて、県教委からの判断を見るということはどうしても今後の検討には必要だと思います。そういう意味でいきますと、最初に申し上げましたように、これは、採択、不採択、趣旨採択、あるいは継続審議というどれかでお諮りをするということによろしいですか。

教育長
委員長

私は継続でいいかと思います。

そういうことによろしいですか。

委員長

—異議なし—

—異議なし—

ただ今から秘密会としますので、関係者以外の退室を求めます。
[午後5時55分]

—関係者以外退室—

[削 除]

以上で3月定例教育委員会会議を終了いたします。

[秘密会午後6時30分終了]